令和８年度
板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業
養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

１　事業の概要

２　補助の内容・要件

３　交付申請の手続き

４　交付申請必要書類一覧・チェックリスト

５　交付申請に必要な書類の記載例

1　事業の概要

○この事業は、板橋区内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、板橋区が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。

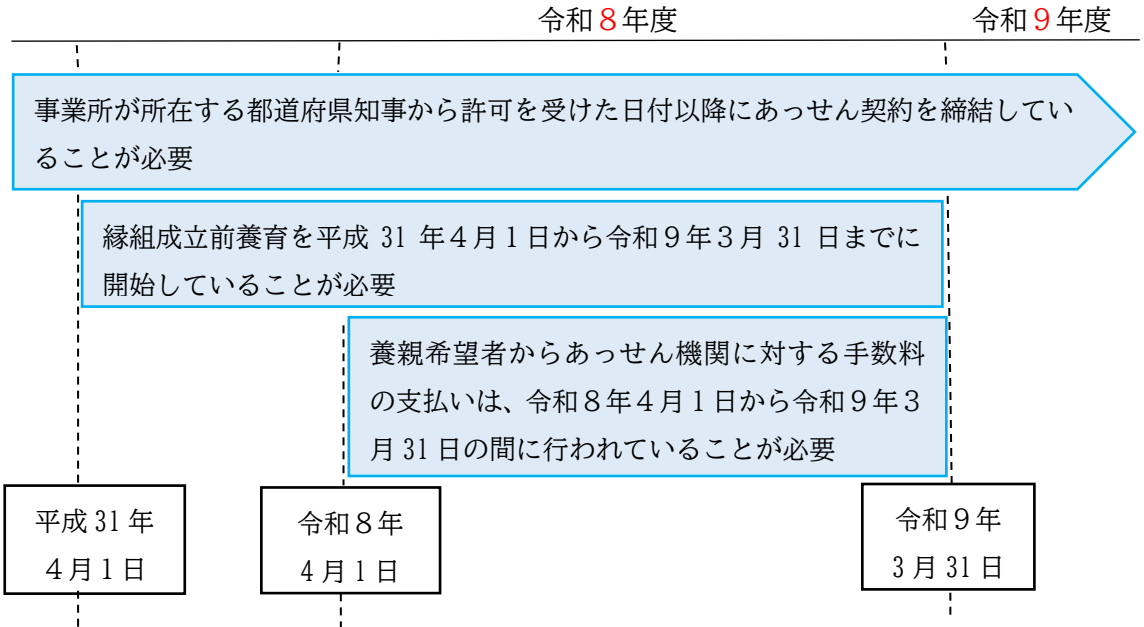
○このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しています。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

予算額に達した場合は申請の受付を終了しますので、ご了承ください。

2　補助の内容・要件

○あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。

○令和８年度に補助対象となるのは、下記①②のいずれも満たす場合（予定を含む）です。
①平成 31 年４月１日から令和９年３月 31 日までに縁組成立前養育を開始していること。
②令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までに、手数料を支払っていること。



○あっせん機関に対して支払った手数料について、１人（世帯）当たり 60 万円を上限として補助を行います。

○補助の回数は、１回のあっせんごとに１回に限ります。

○縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、区内に居住していることが必要です。
（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で区内に居住し、かつ縁組成立前養育開始日にも区内に居住していることが必要です。）

3 交付申請の手続き

【必要書類】

	必要書類	備考
1	東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更) 交付申請書(第２号様式)	・原本を提出してください。本人控えとしてコピーをとってください。【記載例１、記載例２参照】
2	所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)（別紙５）	
3	東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業　手数料支払証明書(別紙６)	・あっせん事業者が記入する書類です。【記載例３】に基づき、あっせん機関が記入したものを板橋区にご提出ください。 ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票の写し	・区内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・住民票の記載事項については、以下の通りです。 【続柄：必要、本籍地：不要、マイナンバー：不要】 ・申請日から３か月以内に発行されたもの、及び原本をご提出ください。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー （※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合）	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・領収書原本はお手元で保管してください。 ・交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告のときにご提出いただきます。

○７ページ ～ ９ページ 「交付申請書の記載例１～３」も併せてご確認ください。

【締切日】

交付申請受付締切日	令和９年３月９日（火）（必着）
実績報告書提出期限	令和９年３月 19 日（金）（必着）

【申請方法・送付先】

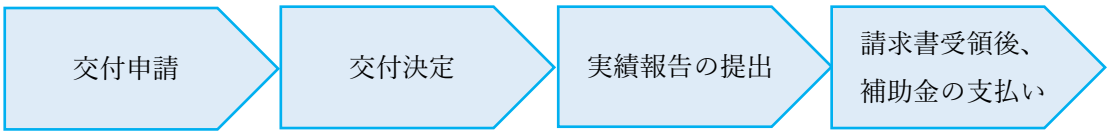
〇申請は郵送でお願いします。

住所：１７３－０００１　東京都板橋区本町２４－１７

宛先：板橋区子ども家庭総合支援センター　援助課　里親係

電話：０３－５９４４－２３７４

【補助金支払いまでの流れ】



○ 交付決定の後、実績報告書、清算額調書、請求書の提出が必要です。
実績報告書等の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

〇補助金は口座振込でお支払いします。

〇振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）

〇ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。

【その他の留意点】

〇申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。

〇補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。

○申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために区担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）

○提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。

○本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

４　交付申請必要書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	✓
交付申請に必要な書類		
1　東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書（第2号様式）		
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	申請年月日の時点で板橋区内に居住していますか。	
2　所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙５）		
	申請者は交付申請書の申請者と同一ですか。	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	養親縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日は、手数料支払証明書に記載してある年月日と一致していますか。	
	縁組成立前養育開始（予定）年月日の時点で、板橋区内に居住していますか。	
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書に記載してある領収（予定）金額と一致していますか。	
3　東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業　手数料支払証明書（別紙６）		
	※本様式は、あっせん機関が記入します。板橋区には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日、あっせん手数料の領収（予定）日・領収（予定）金額を確認しましたか。	
その他参考となる資料		
1　住民票の写し		
	申請日から３か月以内に発行されたものですか。	
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	
2　あっせん機関が発行した領収書のコピー		
	領収書の日付は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までの日付ですか。	
	領収書の日付は、手数料支払証明書のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	
	領収書の金額は、手数料支払証明書のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	
	領収書の宛名は、申請書と一致していますか。	

記載例１

色がついている箇所にご記入ください。

第２号様式（第４条関係）（交付申請・区民向け）

年　　月　　日

（宛先）東京都板橋区長

住所　板橋区本町２４－１７

申請者氏名　板橋　太郎

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

別紙５　所要額調書の区補助所要額をご記入ください。

１　申請額　　金　600,000　円

２　所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙５）

３　東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業　手数料支払証明書（別紙６）

４　その他参考となる資料

領収書等のコピーをあわせてご提出ください。

別紙５（交付申請・区民向け）

記載例２

色がついている箇所にご記入ください。

所　要　額　調　書　　（養親希望者手数料負担軽減事業）

申請者	フリガナ	イタバシ　タロウ	住所・電話番号	（〒１７３－０００１）　　（電話番号　０３－５９４４－２３７４）
	氏名	板橋　太郎		板橋区本町２４－１７
配偶者	フリガナ	イタバシ　ハナコ	住所・電話番号	（〒１７３－０００１）　　（電話番号　０３－５９４４－２３７４）
	氏名	板橋　花子		板橋区本町２４－１７

○あっせん事業の概要

事業者名	●●●●	事業者の所在地・電話番号	（〒○○○－○○○○） ○○○○○○○○○○
養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日	△△年△△月△△日	縁組成立前養育開始（予定）年月日	▲▲年▲▲月▲▲日

○補助金算定額表

総事業費 (A)	基準額 (B)	選定額 (C)	区補助基本額 (D)=(C)	補助率 (E)	区補助所要額 (F)=(D)*(E)	備　考
円	円	円	円		円	
1,000,000	600,000	600,000	600,000	10/10	600,000	

（注）１　「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
２　「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
３　「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
４　「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
５　「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

記載例3

別紙６（交付申請・区民向け）　　色がついている箇所にご記入ください。

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業　手数料支払証明書

年　　月　　日

（宛先）東京都板橋区長

あっせん事業者の名称　●●●●
所在地　○○○○○○○○○○
電話番号　■■－■■■■－■■■■
代表者氏名　□□　□□

【あっせん事業者様】
本様式に記載する時点で
・養親希望者から既に手数料の支払いを受けている場合
⇒「受けたこと」に〇
・これから支払いを受ける場合
⇒「受ける予定であること」に〇をつけてください。

下記のとおり、東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと
・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	年　　月　　日

【あっせん事業者様】
事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付を、記載してください。

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	イタバシ　タロウ	イタバシ　ハナコ
養親氏名	板橋　太郎	板橋　花子
養親の住所	板橋区本町２４－１７	板橋区本町２４－１７
養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日	△△年△△月△△日	
縁組成立前養育開始（予定）年月日	▲▲年▲▲月▲▲日	
あっせん手数料の領収（予定）日 領収（予定）金額	領収（予定）日　◆◆年◆◆月◆◆日 領収（予定）金額　1,000,000　円	

＜注意事項＞
※　あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
※　縁組成立前養育開始年月日は平成31年４月１日以降、あっせん手数料の領収年月日は令和８年４月１日以降から令和９年３月31日の間であることが必要です。